

第8回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成17年11月30日(水)「第8回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。

当日は、第7回委員会活動の整理事項の確認、委員会に付託する占用案件の審議、委員会審査の進め方の審議、第7回委員会で継続審議となりました委員会で使用する審査表の審査項目の審議が行われました。



開催日時：平成17年11月30日(水) 13:30～16:47
場 所：ピアザ淡海(滋賀県立 県民交流センター) 203 会議室
参加者数：委員9名 琵琶湖河川事務所6名 傍聴2名

議事次第

1. 開会

2. 議事

- 1) 第7回委員会 議事骨子確認
- 2) 第7回委員会活動の整理事項
- 3) 委員会に付託する占用許可案件について
- 4) 委員会審査の進め方
- 5) 委員会審査項目について
- 6) 委員会の今後のスケジュール

3. 一般傍聴者からの意見聴取

4. その他

5. 閉会

配付資料

- ・ 第7回委員会議事骨子
- ・ 第7回河川保全利用委員会審議事項の整理表
- ・ 平成17年度委員会付託予定一覧表
- ・ 委員会審査のながれ(整理事項)
- ・ 委員会審査表(第7回資料5修正版)

第8回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 審議の概要

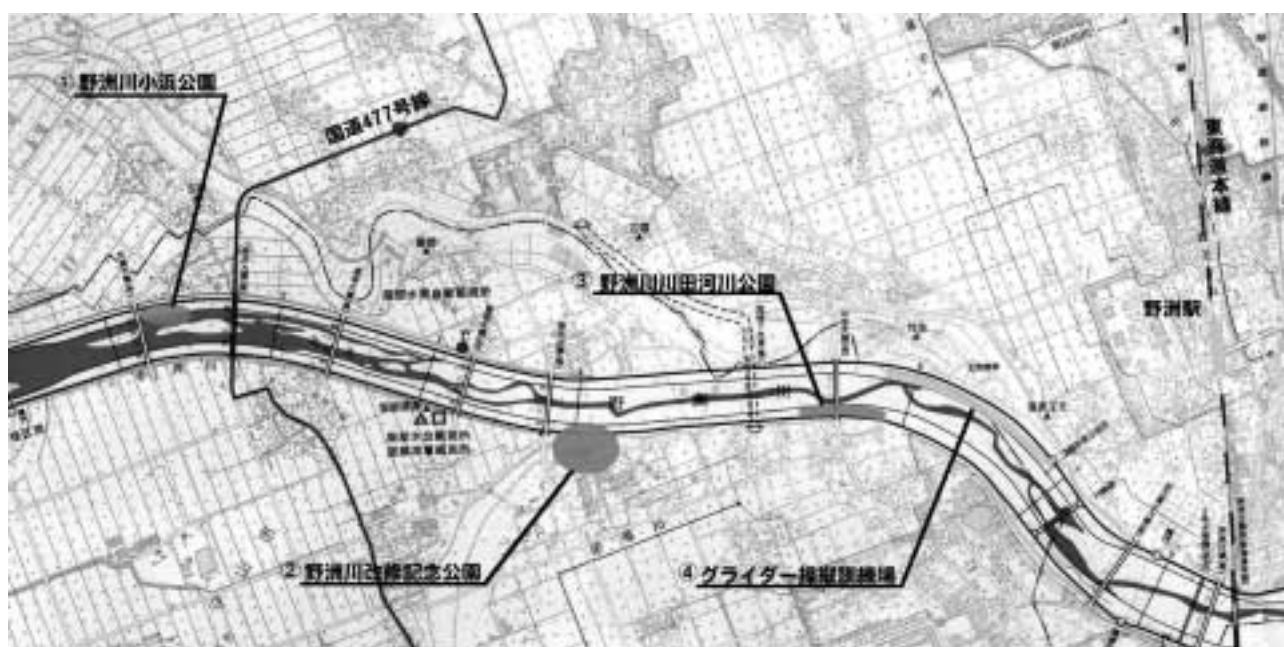
1. 委員会で審査を予定する占用施設について

野洲川の占用施設のうち、18年3月31日で占用許可期間が満了する3件と新規に占用を希望する施設1件の紹介があり、委員会として、当面の審議案件としてはこの4件について審査を行うこととしました。

施設一覧表

地点番号	件名	申請者	場所		期間満了年度
①	野洲川小浜河川公園	守山市	守山市小浜地先	右岸	17年度末
②	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	17年度末
③	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	17年度末
④	グライダー操縦訓練場	(財)日本学生航空連盟	守山市川田町地先	右岸	新規

施設位置図



3. 委員会審査の進め方

(1) 傍聴者からの発言の扱い

傍聴者からの発言を積極的に受けるため、発言時間を十分確保することにしました。傍聴者には、質問でなく意見を簡潔明瞭に述べていただくこととし、運営は議長に一任することになりました。

(2) 議事録等のホームページへの公開

委員会資料などの委員会情報を、ホームページで公開することにしました。

委員会議事録のホームページ公開は、個人情報面を考慮し、発言・意見・審議などの要約版で公開することにしました。なお、委員会傍聴に来られた方には、発言者名入りの全文記載の議事録を従来と同じ形で閲覧が可能な形にしておくことを確認しました。

4. 委員会審査で使用する審査表について

(1) 審査表の審査項目について

審査表（案）をもとに記載順序、審査項目の名称、審査細目の名称、審査細目の説明内容について、審査実施面で使いやすい形に追記修正を行う検討をしました。

この検討により、委員会審査で使用する審査表の審査項目、審査細目は以下の内容に決まりました。

(2) 申請者に作成を依頼する申請説明書類について

委員会の審査をスムーズに進めるために、申請者に審査表の審査項目・審査細目に対応する説明をコメント欄に記載する形で提出していただくことを河川管理者から申請者に依頼することにしました。

審査表の区分・審査項目・審査細目・説明

区 分	審査項目	審査細目	説 明
A 占用施設の 計画と設置 理由の検証	必要性	必要理由	この場所を必要とする理由は妥当なものか
	代替性	代替可能性	堤内地で代替可能な施設であるか
		代替地調査	代替地の調査はどこまでされたか
		代替地交渉	代替地の交渉はされたか
	継続性	形態変更	施設の形態変更は妥当であるか
	安全性	人への安全	施設利用者や流域住民への安全性は確保されているか
施設の安全		冠水をした場合の管理上の問題はないか	
公共性	公共的利用	他の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか	
B 施設利用状 態と利用者 面からの検 証	占用施設 利用状態	設置期間	施設の使用期間はどのくらいになるか
		占用許可期限	許可期限は適正であるか
		施設の変遷	施設内容は変化しているか
		施設管理	申請者が施設利用実態を把握しているか
		協調利用	地域や市町村との協調はどうであったか
		維持計画	維持管理計画は適正であるか
		補修状況	施設を補修した実績はどのくらいあるか
	利用者	利用状況	年間利用者数など利用状況はどのくらいか
		トイレ等の確保	トイレは確保されているか
		利用者対応	管理人を置いている施設か
		車の規制等	車の通行や駐車の問題は発生していないか
	利用形態 (ふれあい)	年齢層	子供からお年寄りまでが使える施設か
		利用者交流	利用者の交流が図れる施設か
		川とのふれあい	人と川のふれあいが出来る施設か
		活動参加	河川愛護・保護活動への参加はあるか
		地域活性化	地域密着型の利用形態の施設か

(次ページにつづく)

審査表の区分・審査項目・審査細目・説明(つづき)

区 分	審査項目	審査細目	説 明
C 河川環境・ 治水・利水 を考慮した 占用施設の 検証	治水・利水	治水	治水の事前審査はすんでいるか
		利水	利水の事前審査はすんでいるか
	自然環境	動植物	生息・生育する動物・植物への顕著な影響はないか。 とりわけ貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか
		生息地の連続性	生物の生息環境の河川流程方向および河川横断方向（水中から水際、および堤内地から堤外地）での連続性が、著しく分断されることはないか
		環境の復元性	占用期間終了後、申請直前の自然環境と同等の環境が早期（1～3年程度以内）に復元が見込める施設・利用計画であるか
	生活環境	水質	水質汚染はないか
		騒音・振動	騒音・振動の発生はないか
		大気	大気汚染の発生源にならないか
	景観・文化	景観	施設の形態や色彩などは、流域の景観特性を阻害してないか
		植生	在来の植生を活かした施設か
		地域共存	地域風土と共存している施設か

次回の委員会開催予定

● 第9回委員会

開催日時：平成18年1月20日(金) 13:00～17:00

開催場所：野洲市中央公民館 第1集会室

JR野洲駅南口から西へ徒歩すぐ野洲市中央公民館

TEL:077-587-1125 FAX077-586-1563

第9回委員会での主な審議内容(案)

- ・ 占用許可申請案件の第1回審査
- ・ 審査案件の現地調査
- ・ その他

● 第10回委員会

開催日時：平成18年3月3日(金) 13:30～16:30

※開催場所は決まり次第ホームページ等にて掲示をいたします

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
委員会ニュース

第8号 2006年1月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)庶務

株式会社 エース 担当：土田・内田・奥村

〒600-8133 京都府京都市下京区七条通加茂川筋西入稲荷町458番地

TEL:075-361-1525 FAX:075-361-1978

ホームページ ● <http://biwako.kasen-hozen.jp>

E-mail ● info@biwako.kasen-hozen.jp